

「あなたが」利用している 福祉保健サービスで

困っていることを

相談できます



たとえば こんなこと

施設が
安全ではない

希望する
サービスが
利用できない

職員が 説明を
してくれない

説明が
分かりにくい

施設が
掃除されて
いない

職員が 話を
聞いてくれない

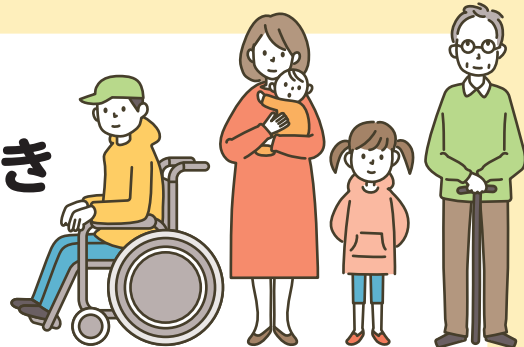
相談すると してもらえること

- 事務局の 人が、事業所や 施設の 職員と 話します。
あなたの 相談の 内容を 伝えて、困っていることが なくなるように 話します。
- あなたの 困っていることを 相談できる 場所を 教えます。
- 困っていることを 自分で 言うことが できるように アドバイスします。

相談したいことがあるとき

福祉調整委員会 事務局に相談します

下の4つの方法で相談できます。
ほかの相談方法がよい人は、事務局に相談してください。



電話で相談します

☎ 045-671-4045

相談できる日・時間

月曜日から金曜日
朝8時45分から昼12時まで
昼1時から夕方5時15分まで

相談できない日

土日祝日と
12月29日から1月3日

メールで相談します

✉ kf-fukushisodan@city.yokohama.lg.jp



①名前 ②電話番号 ③相談したいことを書きます

FAXで相談します

☎ 045-681-5457

①名前 ②電話番号
③相談したいことを書きます

手紙で相談します

〒231-0005 横浜市 中区 本町 6-50-10

横浜市福祉調整委員会

①名前 ②電話番号 ③相談したいことを書きます

困っていることがなくなるときは、「苦情申立て」ができます。

※1年以内にあったことだけです。「苦情申立て」のことをよく知りたいときは、事務局の人に聞きます。

相談できないこと

- 職員を変えたり辞めてもらったりすること
- 市のルールで決まっていること
- 病院のこと
- 事業者のひとと話すとき一緒にいること
- サービスを使っているほかのひととのトラブル
- 横浜市以外のサービスのこと



横浜市福祉調整委員会 事務局 (横浜市 健康福祉局 相談調整課)

〒231-0005 横浜市 中区 本町 6-50-10

福祉調整委員会

検索



[横浜市福祉調整委員会は、中立・公正な第三者機関として、サービスの質の向上を推進する活動を行っています]